



子育て支援センターのあり方について再考を求める請願

(要旨)

- 1 私たち子育て支援センターの利用者ならびに支援の現場などの意見を聴いて下さい。
- 2 利用者に関する制限に関しては、現場の判断を尊重して下さい。
- 3 各子育て支援センターの行う子育て支援などが十分かつ多様なものとなるように、また地域間格差がなくなるように、各子育て支援センターのあり方について再考して下さい。

(理由)

現在、「飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」が提案され、その中で指定管理者制度が導入されることとともに、利用者についての制限が盛り込まれています。

現在の飯塚市子育て支援センター条例には、利用者に関する制限はなんらありませんが、市からの指示により、小学生以上の子どもは入室が禁止されています。

このことにより、親子が交流するための事業を実施し、子育てを応援する場のはずの子育て支援センターに、小学生以上の保護者が第二子・第三子を出産した場合、上の子どもたちを連れて行けないという事態が起きています。

以前より、この状態を何とかしたいとして、市に再三申し出をしていますが、市は一向に変更しようとしません。市は、その理由を「子育て支援センターは乳幼児とその保護者のための場所」であり、そこに小学生以上の子どもが入ってくると「大きな子が跳んだりはねたりして、乳幼児に危険」だからと説明しますが、そのようなケースは未就学児(3~5歳)に多いケースで、小学生にもなると、それなりのTPOはわきまえます。

また、異年齢でふれあうことで、昔のような集団遊びが実現します。

今まで、遊びに来ていたお子さんの成長をいっしょに喜んでいたはずが、小学校入学とともに「もうココには入れません」とドアを閉めるスタッフの苦しさをご理解ください。

また、低学年の子どもを留守番させてまでセンターに来られない親子の声に耳を傾けてください。



紹介議員

江 口 徹